

「せたがや福社区民学会」規約

平成21年12月12日

改正 平成26年 3月10日

改正 令和元年12月 7日

第1 総 則

1 名称

本会は、せたがや福社区民学会（以下「学会」という。）という。

2 事務局

学会の事務局は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団世田谷区福祉人材育成・研修センター（以下「研修センター」という。）に置く。

第2 目的及び事業

3 目的

学会は、世田谷区民（以下「区民」という。）の福祉の向上をめざして、世田谷区内（以下「区内」という。）において福祉の事業所で働く人、福祉について学ぶ人、教育・研究する人、行政に携わる人及び区民が、互いに対等な立場で福祉実践活動の工夫や抱える課題について、研究成果を発表し、相互に学びあうために、世田谷区を区域として設置する。

- ① 区内の優れた福祉事業や実践活動について発表する機会をつくり、福祉に携わる人の仕事への意欲を増進させ、専門性の向上を目指す。
- ② 区民が学会への参加活動を通じて、福祉活動への関心を高め、地域福祉に対して理解を深める。
- ③ 会員が自由に議論し、共に学び、交流を深める。
- ④ 実践事例を発表することにより、時代に即した新しい試みを推進する。

4 事業

学会は、次の事業を行う。

- ① 大会の開催
- ② 報告集、学会通信などの発行
- ③ 会員同士の情報交換と交流

- ④ 区民および全国に向けた学会の周知
- ⑤ その他、学会の目的を達成するために必要な事業

第3 会員

5 会員の要件

学会の会員は、世田谷区に在住、在勤、在学者で次のいずれかに該当する者（個人または団体）とする。

- ① 福祉サービスを提供している者、福祉サービスを利用している者
- ② 福祉に関するボランティア活動や地域福祉活動を行っている者
- ③ 高齢者、障害者または子どもの福祉に関わる者
- ④ 福祉について学び、研究する者
- ⑤ 福祉活動について関心のある者
- ⑥ 福祉行政に携わる者

6 会員の権利

学会の会員は次の権利を持つ。

- (1) 総会における議決権を行使する。
- (2) 大会において研究発表を行う。
- (3) 学会通信への投稿及び配付を受ける。
- (4) 会員の交流

7 賛助会員の要件及び権利

賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の目的に賛同する者（個人または団体）とし、6の会員の権利のうち、総会における議決権は持たない。

8 入会

学会に入会しようとする者は、所定の申込書を事務局に提出し、登録する。

9 会費

- (1) 会員、賛助会員は、別に定めるところにより会費を納めなければならない。
- (2) 既納の会費は返納しない。

10 退会等

- (1) 会員、賛助会員は、事務局に所定の退会届を提出し、退会することができる。
- (2) 会費を納期から1年以上滞納した場合は、退会したとみなすことができる。
- (3) 学会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をし、あるいはこの規約に反する行為のあったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

第4 組織

11 役員

学会に理事及び監事を置く。

- (1) 理事 20名程度
- (2) 監事 2名

12 役員を選任

理事及び監事は、会員の互選により選任する。

- (1) 理事のうち1名は理事の互選により会長となる。
- (2) 会長は必要と認めるときは、理事の中から副会長を指名する。

13 役員の任期

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

14 会長の職務

会長は、学会を代表し、会務を統括する。

15 会長の職務代行

会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する他の理事が、その職務を代行する。

16 理事会

- (1) 学会の運営に関する審議は、理事をもって組織する理事会において行う。
- (2) 理事会は、会長の招集により随時開催する。

- (3) 理事会に議長を置き、議長は会長がつとめる。
- (4) 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

1 7 理事会の審議

- (1) 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、審議事項は次のとおりとする。
 - ① 予算、決算、事業計画及び事業報告
 - ② 学会の規約の制定及び改廃
 - ③ その他、会務運営のために必要な一切の事項
- (2) 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

1 8 監事

監事は、学会の会計及び会務執行状況を監査する。

1 9 運営委員

- (1) 理事の互選により運営委員を置き、適宜、運営委員会を開催する。
- (2) 運営委員は、学会の運営に関わる実務を行う。

2 0 総会

- (1) 会長は、毎年1回会員の総会を招集する。
- (2) 会長は、必要と認めるとき又は会員総数の3分1以上から総会招集を求められた場合には、臨時総会を開くことができる。

2 1 総会の議決

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。議決事項は次のとおりとする。

- ① 1 7の①及び②に掲げる事項
- ② その他理事会が必要と認めた事項

第5 会計

2 2 経費

学会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 3 予算

学会の予算は、理事会の審議を経て、総会において議決する。

2 4 決算

決算は、監事の監査の後、理事会の審議を経て、総会において議決する。

2 5 会計年度

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6 解散

2 6 解散

学会は、会員総数の3分の1又は理事総数の過半数から発議された場合には、総会において出席会員の3分の2以上の承認により解散する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成21年12月12日から施行する。

ただし、第5の22から24までの規定については、平成22年4月1日から施行する。

(学会設立時の措置)

2 設立総会の議事は設立発起人会が提起し、総会出席者の半数以上の賛同により、学会は設立する。

3 設立発起人会の事務局は、研修センターに置く。

4 学会設立前に、設立発起人会の事務局に入会の申込書を提出してある場合は、設立の日からこの学会の会員となるものとする。

5 この学会の設立当初の役員は、設立総会で選任する。この役員の任期は、第11条の定めに関わらず、平成23年3月31日までとする。

6 平成21年度の会計については、世田谷区から研修センターに交付される委託料により研修センターで行い、理事会及び世田谷区に報告する。

附 則 (令和元年12月7日)

(施行期日)

1 この規約は令和元年12月7日から施行する。